

2021（令和3）年4月1日 学長（最高管理責任者）決定

帝塚山大学における公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

帝塚山大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007（平成19）年2月15日文部科学大臣決定、2021（令和3）年2月1日改正）に基づき、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される公的研究費を活用する本学における研究活動に係る不正防止対策の基本方針を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表し、学内外に周知する。また、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を学長とし、強力なリーダーシップの下に不正の根絶を実現する。最高管理責任者を補佐する者として統括管理責任者、更にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、不正防止計画推進室を設置する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運営・管理のため、「帝塚山大学科研費執行ルール」や事務担当者の業務マニュアル等を作成し、機関としてルールの明確化・統一化を図る。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する教職員等の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

(3) 関係者の意識向上と浸透

公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針やルール等）を実施するとともに、意識向上と浸透を図るため、啓発活動を定期的・継続的に実施する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画及び「帝塚山大学科研費執行ルール」、学校法人帝塚山学園が定める個人研究費に関する規定、出張旅費に関する規定、固定資産及び物品調達規則等の定めにより、公的研究費の適正な予算執行を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費執行に当たっての相談窓口を総務課に設置するとともに、学内外からの通報（告発）を受ける通報窓口を学長室に設置する。また不正防止への取組みに関する本学の方針等について、ホームページ等を通して外部への公表を行う。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理のため、不正防止計画実施状況を適切にモニタリングするとともに学校法人帝塚山学園監査室との連携による実効性のある内部監査を定期的実施する。

以上